

庄原市転入定住者住宅取得及び改修補助金 申請および手続きの流れ

※ 工事着工前に補助金交付決定を受ける必要があります。事前に、
市役所自治定住課または支所総務室にご相談ください。

① 交付申請

提出：着工前

- 提出書類
 - 転入定住者住宅取得及び改修補助金交付申請書（様式第1号）
 - 見積書（詳細な内訳がわかるもの）
 - 世帯員全員が記載されている住民票の写し（申請時に市外在住の場合）
【新築・新規購入の場合】
 - 位置図（付近見取図）、配置図、立面図及び各階平面図
 - 【改修の場合】
 - 改修内容の判る図面等
 - 改修する建物の所有者が分かる書類（登記事項証明書）
 - 所有者と申請者の関係が分かる書類（戸籍謄本等）

□ 審査・交付決定

自治定住課において申請内容を確認し、内容が適当であると認めた場合は、「転入定住者住宅取得及び改修補助金交付決定通知書」を送付します。

② 事業着手

事業着手と同時に「事業着手届」提出してください。

- 提出書類
 - 事業着手届

※ 補助事業に変更が生じた場合

自治定住課または各支所担当者へ早めにご相談ください。

- 提出書類
 - 転入定住者住宅取得及び改修補助金変更承認申請書（様式第3号）
 - 変更内容の確認ができる書類

□ 変更の承認

申請内容の確認後、適切であると判断した場合は、「変更承認通知書」を送付します。

※ 承認通知を受けてから変更事業に着手してください。

③ 事業完了

事業完了日：交付決定日から 1 年以内

事業完了後は、速やかに「事業完了届」を提出してください。

○ 提出書類

- 事業完了届
- 事業の実施記録（工事写真）

④ 事業完了報告

事業完了後 30 日以内

事業完了後 30 日以内に「完了報告書」を提出してください。

○ 提出書類

- 転入定住者住宅取得及び改修補助事業完了報告書（様式第5号）
 - 庄原市が発行する世帯全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - 定住誓約書・同意書（必ず実印を押印してください）
 - 印鑑登録証明書（定住誓約書・同意書に押印のもの）
 - 工事請負費、購入費、改修工事費等の領収書の写し
 - 建築工事請負契約書、売買契約書、改修請負契約書等の写し
- 【新築・新規購入の場合】
- 建物の登記事項証明書

□ 完了検査

新築・新規購入建物及び改修箇所について、市職員が現地確認を行います。

（事前に日程調整を行います）

□ 補助金額の確定

完了報告書の内容を審査し、適正であると認めた事業に対し「転入定住者住宅取得及び改修補助金確定通知書」を送付します。

⑤ 補助金の送金（口座振込み）

確定通知を受けてから「請求書」を提出してください。

○ 提出書類

- 補助金交付請求書（様式第7号）

【お問い合わせ・申請】

庄原市 企画振興部 自治定住課 定住推進係

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番 1 号

TEL : (0824) 73-1257 FAX : (0824) 72-3322

E-mail : teiju@city.shobara.lg.jp

または最寄の各支所総務室

西城支所(0824)82-2121 東城支所(08477)2-5111 口和支所(0824)87-2111

高野支所(0824)86-2111 比和支所(0824)85-2111 総領支所(0824)88-3060

